

第 9 6 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中部児童館学童保育室」を「中部学童保育室」に、「島根学童保育室」を「しまねっ子学童保育室」に、「興本学童保育室」を「みどり学童保育室」に改め、同表に次のように加える。

足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目 2 番 1 号
足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目 9 番 2 2 号

付 則

この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学童保育室の名称を変更するとともに、施設を新設する必要があるの  
で、この条例案を提出いたします。